

# 業務規程・送配電等業務指針 変更の概要について（案）

平成30年4月26日

電力広域的運営推進機関

- 今後の計画策定プロセスの検討の進め方をより円滑かつ確実にを行うため及び流通設備の利用効率向上の検討を見据えた作業停止計画の調整方法（運用面の発電制約と制約に伴う費用負担を区分）の導入、その他のため、業務規程及び送配電等業務指針を変更する。
- 今般の業務規程及び送配電等業務指針の主な変更ポイントは以下のとおり。
  - 計画策定プロセスに関するルール変更
    - ・ 検討提起者も募集要綱の適用を受けるように変更
    - ・ 基本要件の記載事項の追加
    - ・ プロセスごとに募集要綱を定めることに変更
  - 作業停止計画の調整に関するルール変更
    - ・ 作業停止計画の調整に伴う、発電計画提出者間による発電制約量の調整方法及び情報共有
  - リプレース案件系統連系募集プロセスに関するルール変更
    - ・ 暫定的に確保する容量の変更
  - 間接オークション導入後の経過措置計画の可否判定に関するルール変更
    - ・ 前日スポット取引開始まで、連系線運用容量の変更の都度、経過措置可否判定を実施
  - その他のルール変更
    - ・ 本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件の変更
    - ・ 地域間連系線管理対象への新北海道・本州間連系設備の追加

- 広域系統整備委員会（第23回）において、東京中部間連系設備及び東北東京間連系線に係る計画策定プロセスの検討の進め方（ルール・仕組み）についてレビュー（振り返り）を行い、課題を整理した結果、応募事業者に早期意思判断を促すとともに、応募取り下げを低減するため及び複数の応募事業者が参画するプロジェクトを円滑かつ確実に進めるため、案件毎に募集要綱（※）を定め公表する等とした。  
 ※応募取り下げを低減する等の仕組みを募集要綱に盛り込む。
- 上記整理結果に伴い、送配電等業務指針の関係条文を変更する。  
 【指針第35条、第39条、第40条】
  - 検討提起者にも計画策定プロセスごとに定める募集要綱の条件を適用するよう変更
  - 応募事業者の早期意思判断のため、基本要件の記載事項に「費用負担ガイドラインに基づき概算工事費から試算した特定負担額の見通し」を追加
  - 計画策定プロセスごとに募集要綱を定めたとうえで、応募事業者の募集を行えるように変更

- 東京中部間連系設備および東北東京間連系線に係る計画策定プロセスは、本機関で初めて行った計画策定プロセスであり、検討の進め方についても議論を行いながら進めてきた。
- **今後の計画策定プロセスをより円滑かつ確実に進めるよう、検討の進め方(ルール、仕組み)についてレビューを行った。この結果、今後の計画策定プロセスにおいて下表の対応策を行うこととしてはどうか。**

	レビューすべき事項	今後の計画策定プロセスにおける対応策(案)
①	電気供給事業者の応募取り下げ	基本要件決定後(応募継続意思確認)に応募保証金による金銭的な仕組みの導入を試行する。
②	工事費負担金の契約条件	案件ごとに募集要綱(応募保証金、工事費負担金の契約条件、連系線増強の一般的な所要工期の目安、過去案件における特定負担額等)を定め、募集を行う。
③	特定負担した事業者の取扱い	地域間連系線の利用ルール等に関する検討会において、「特定負担者でない者と比較して特別な取扱いを行う」ものと整理されており、検討会にて具体的な在り方を検討する。
④	費用負担割合の検討	費用負担ガイドラインや指針等の考え方にに基づき、案件ごとに費用負担割合の検討を行う。
⑤	実施案の評価	今後の案件でも、2段階に分けたコスト等検証を行う。
⑥	計画策定プロセスの検討期間	電気供給事業者の費用負担割合案の同意確認を行う案件では、2か月相当を考慮したうえで決定する。
⑦	短工期対策(恒久対策までの暫定対策)	今後の案件でも、必要に応じ恒久対策までの暫定対策を検討する。

- 「地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会」において、作業停止計画に伴う発電制約量の調整方法として「運用面の発電制約」と「制約に伴う費用負担」を区分する考え方の導入が検討され、本運用（一般送配電事業者による、「適正な発電単価の把握によるメリットオーダーの調整」を目指す）までの暫定運用の調整方法が整理された。
- 上記より、一般送配電事業者から通知された発電制約量を基準に発電計画提出者間で発電制約量を調整し、その調整量に応じて当該発電計画提出者間で費用精算する仕組み及び発電制約量の調整に必要となる作業停止計画の情報共有について追加。【規程附則第2条・第3条・第4条】 【指針附則第2条・第3条・第4条】（新規）

地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会 (第4回) 資料一部抜粋

## (2) 費用負担の対象範囲と基準値

### ② 基準値の指標の観点からの比較

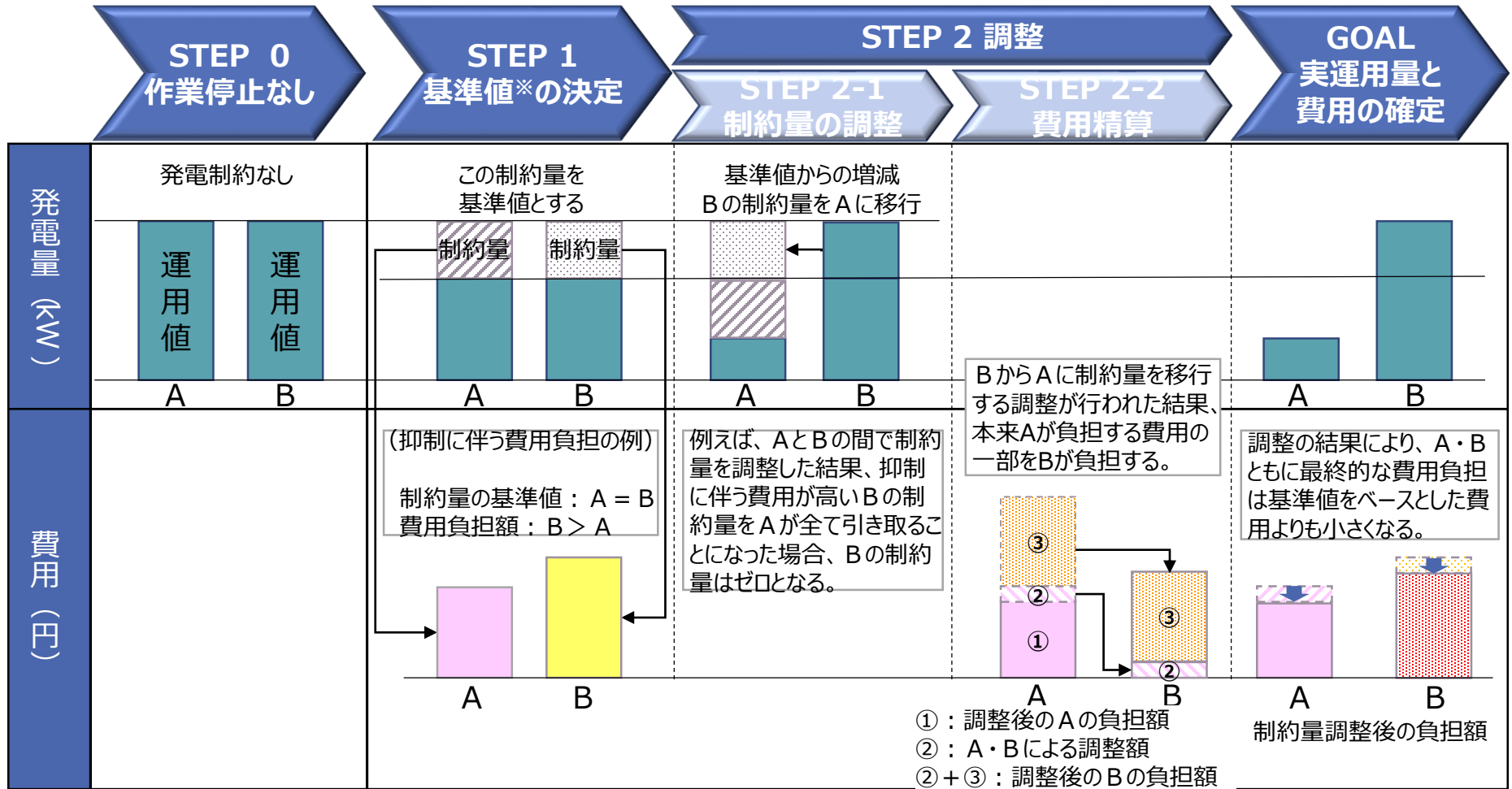
対象範囲	基準値	評価
作業停止系統内	定格容量比率按分	○ <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 物理的な数値が明確であり、指標として適している。</li> <li>■ 作業停止に伴う発電制約量を算出するためには、作業停止系統内の発電機定格容量を把握する必要があることから、系統運用者が容易に基準値を算出することが可能である。</li> </ul>
エリア全体	事業規模比率按分	× <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「発電設備保有量が多い事業者は、作業停止に伴う発電抑制の影響が少ない」という考え方により事業規模比率按分が提案されたものと認識している。</li> <li>■ 発電機が紐づけられた相対契約により、自ら保有する電源のみで小売事業者に販売することが前提であれば、上記の考え方が成立する。</li> <li>■ しかし、事業 (経営) に与える影響度合いは、発電設備保有量に左右されるとはいえないのではないか。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 現行の託送制度において、発電事業者は、作業停止に伴う発電抑制の有無にかかわらず、市場を活用した電源差替えを自由に実施できる環境にある。</li> <li>➢ よって、自らが保有する電源のみで事業性を考えるのではなく、市場からの調達も含め、総合的に事業性を考えるものとする、「<u>発電設備保有量大 = 事業に与える影響小</u>」とは一概にいえないため、発電設備保有量が適切な指標であるとはいえないのではないか。</li> </ul> </li> <li>■ 総合的な事業性の観点から事業 (経営) への影響を考慮する場合は、経常利益、時価総額など様々な指標があることから、各事業者は、自らに有利な指標の適用を求めるため、合意を得るのは実質的に困難である。</li> </ul>



■ **暫定運用における費用負担は、作業停止系統内の事業者が行うことが適当であり、基準値は、「定格容量比率按分」により算出することとしたい。**

(参考) 「運用面の発電制約」と「制約に伴う費用負担」を区分する  
 新たな作業停止計画調整のイメージ

地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会（第4回） 資料一部抜粋





※「運用面の制約量」と「制約に伴う費用負担」を区分する作業停止調整方法を導入するためには、「**基準値**」という新しい概念が必要となる。

- 基準値から制約量の調整（増減）を行い、最終的な制約量を決定する。
- 費用精算のベース（前提）とする。

## 【一般送配電事業者調整方式の導入に向けた課題】

### 本運用の議論

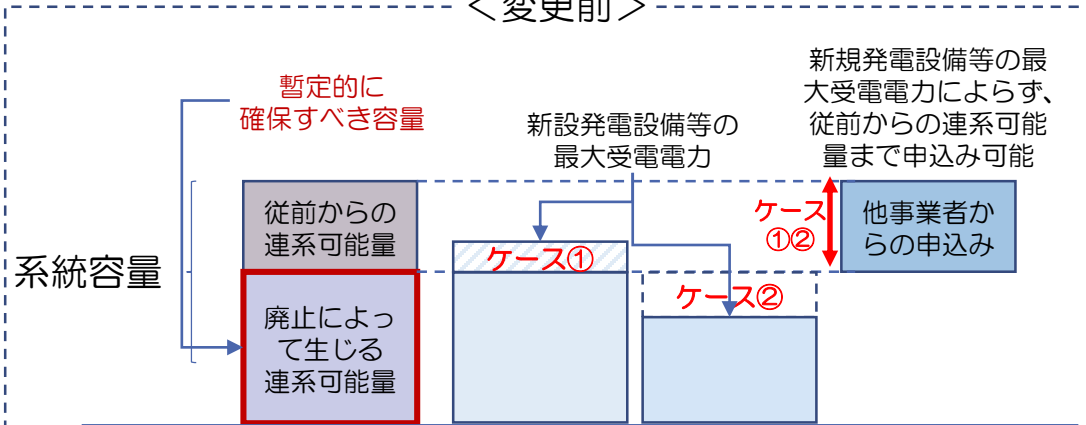
- 一般送配電事業者が、燃料種別モデル単価により調整することも考えられるが、これまでの事業者の主張に鑑みても、強制力を持った運用(抑制)や精算をモデル単価で行うことは困難であると考えられる。
    - モデル単価による費用負担について、事業者から納得を得ることは相当難しいのではないかと懸念される。
    - モデル単価と実際の発電単価が乖離している場合は、真のメリットオーダーが実現しないことが懸念される。
- 
- 一般送配電事業者は、事前に、発電制約の対象となる発電機全ての適正な発電単価を把握したうえで、メリットオーダー運用を行い、適正な発電単価に基づき精算する必要がある。
  - 一般送配電事業者調整方式の導入に向け、以下の事項について、国の審議会等で議論し、制度的に担保する必要があるのではないかと懸念される。
    - 一般送配電事業者が調整対象発電機全ての適正な発電単価を把握する仕組み
    - 広域機関および一般送配電事業者の情報管理方法
- 
- 流通設備の作業停止に伴う発電制約について、適正な発電単価の把握によるメリットオーダーでの調整を目指し、「一般送配電事業者調整方式」の検討を行うこととしたいが、制度面を含めた議論が必要となり、相当な時間を要すると考えられる。



- リプレイス案件系統連系募集プロセス開始時に、本機関が一般送配電事業者たる会員に通知する電源接続のためにプロセス対象送電系統に暫定的に確保すべき容量（通知後、一般送配電事業者たる会員が確保する容量）を以下の理由により、リプレイス発電設備等の廃止によって生ずるプロセス対象送電系統の連系可能量に相当する容量（以下、「廃止によって生じる連系可能量」という。）から、新設発電設備等の最大受電電力に変更【規程 変更前第92条、変更後第91条】
  - 「新設発電設備等の最大受電電力」が「廃止によって生ずる連系可能量」を超える場合には、その差分について、現行ルールでは、リプレイス対象事業者の連系意思表示よりあとに契約申込みをした事業者が先行して確保できてしまう。【シート10のケース①】
  - 逆に、「新設発電設備等の最大受電電力」が「廃止によって生ずる連系可能量」を超えない場合には、その差分について、現行ルールでは、リプレイス対象事業者の連系意思表示がないにも拘わらず、あとに契約申込みをする事業者が先行して確保できなくなる。【シート10のケース②】

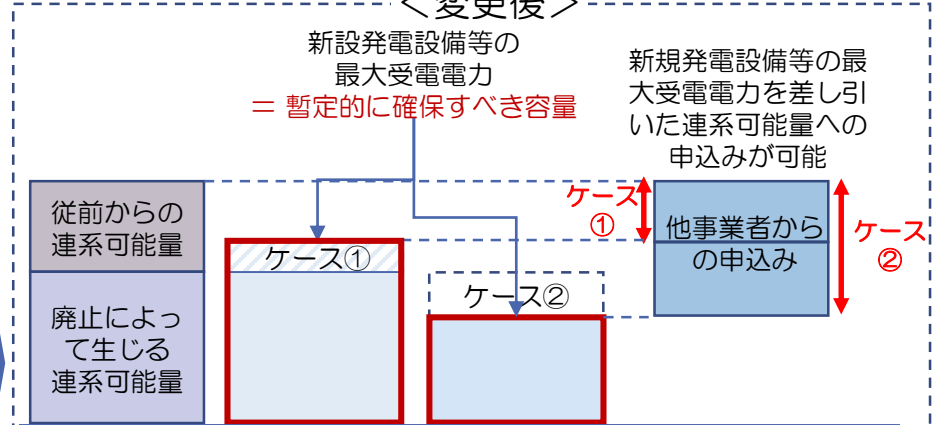
<規程第92条：暫定的に確保すべき容量イメージ>

<変更前>



- ケース① 先に意思表示していたリプレース対象事業者よりも、後着の連系希望者が先に容量確保できてしまうおそれ
- ケース② 新設発電設備等の最大受電電力が連系によって生じる連系可能量よりも小さい場合、応募締切まで連系可能量の過度な確保となり、連系可能量を最大限に活用できないおそれ

<変更後>



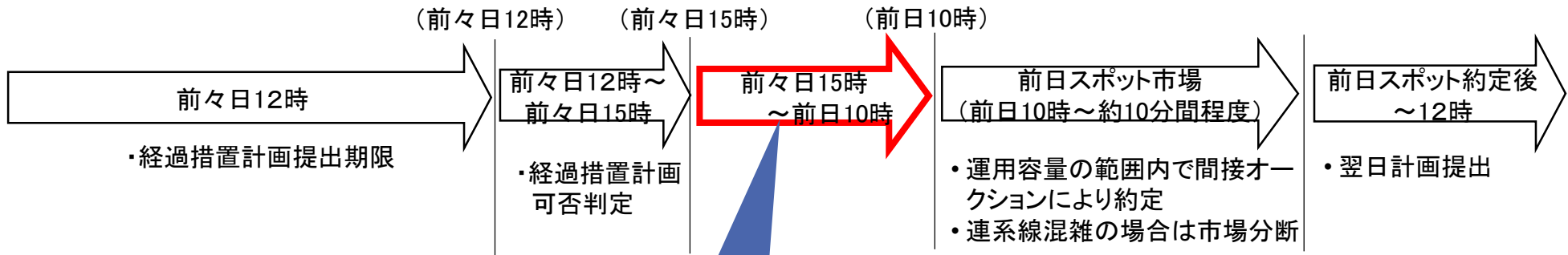
- 先に意思表示をしていたリプレース対象事業者が予定している新設発電設備等の最大受電電力を暫定的に確保して、他事業者からの申込みを受付けるため、ケース①②いずれの場合でも、リプレース対象事業者の先着優先を確保しつつ、連系可能量を最大限に活用可能

## 主な業務規程・送配電等業務指針変更点：

### 間接オークション導入後の経過措置計画の可否判定に関するルール変更（変更）

- 前日スポット取引開始まで、連系線運用容量の変更の都度、経過措置可否判定を実施。
    - ▶ 実需給の前々日に実施される経過措置可否判定後に、前日スポット取引が開始されるまでの間に地域間連系線の空容量が変更となった場合は、経過措置可否判定を行う（※）ことを明確化。
- 【規程 間接オークション導入後版 附則（平成29年9月6日）第4条】
- ※結果として、経過措置計画の減少処理を行うことがある。

#### 【経過措置可否判定までの流れ】



#### 前々日15時～前日10時の留意事項

突発的事象による  
運用容量・マージンの  
変更発生時

・突発的な事象により連系線の運用容量・マージンに変更が生じた場合※は、経過措置計画を減少処理するケースがあります。

※連系線の系統事故による送電容量の減少や需給悪化時のマージン変更など

■ 本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件の変更（変更）

- ▶ 広域的取引の環境整備に関する検討開始要件のうち、「キ 連系線に直接影響を与える系統アクセス」について、直接影響を与える系統アクセスの対象を「地内基幹送電線」の増強としているが、地内基幹送電線以外の増強についても直接影響を与える場合もあることから、当該対象を「広域連系系統」に見直し。【指針第33条】

■ 地域間連系線管理対象への新北海道・本州間連系設備の追加（変更）【規程第124条】